

関東支部規則

公益社団法人 日本化学会関東支部

(総 則)

第1条 本支部に関する規程については、定款および支部規程に定めるもののほかこの規則の定めるところによる。

(事 業)

第2条 本支部は、本会の目的を達成するために、原則として支部規程第3条に定められた地域において次の事業を行う。

1. 研究発表会・学術講演会・討論会・講習会・地方大会および見学会などの開催
2. 教育・普及活動
3. 関連学協会との連絡および協力
4. その他

(事務所)

第3条 本支部は事務所を東京都千代田区神田駿河台1丁目5番地(日本化学会内)に置く。

(役 員)

第4条 本支部につきの役員を置く。

支部長	1名
副支部長	3名
支部幹事	55名以内
支部監査	2名

第5条 前条の役員(以下「支部役員」という)は、支部会員中より毎年2月本支部幹事会において選出する。ただし、支部幹事のうち8名以内は幹事会を通さず支部長が委嘱することができる。

- ② 支部役員に欠員が生じたときは、事務執行に差支えがある場合、幹事会において後任者を選出することができる。ただし、支部長については新たに候補者を選出し、理事会の選任を得なければならない。

第6条 支部役員の任期は、支部規程第7条に定めるところによるが、重任を妨げない。

- ② 支部役員は任期が満了しても後任者の就任まではその職務をおこなうものとする。
- ③ 補欠による支部役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 支部役員はそれぞれ支部規程第8条に定められた会務を掌理する。

第8条 支部長は、副支部長と連携して、支部の運営にあたる。

- ② 本支部事業達成のため、支部長は幹事中から常任幹事14名以内を委嘱する。そのほか地方大会など特定事業遂行に必要な場合は、臨時に若干名の幹事を委嘱することができる。

第9条 幹事会は、支部長、副支部長、支部幹事をもって組織し、必要に応じ支部長が招集する。

- ② 幹事会の議長は支部長とする。

- ③ 支部長は必要と認められた時幹事会に支部監査、支部関係の本会役員・委員の出席を求めることができる。

第10条 幹事会はつぎの事項を審議する。

1. 支部事業の企画実施に関する事項
2. 地域内の代議員の選挙事務に関する事項
3. 本部役員および諸委員などの候補推薦に関する事項
4. その他支部の運営に関する事項

第11条 常任幹事会は支部長・副支部長・常任幹事をもって組織し、常務あるいは緊急を要する事項に関し幹事会を代行することができる。ただし、常任幹事会において決定した事項は幹事会に報告し、その承認を得なければならない。

(事業計画、収支予算)

第12条 本支部の事業計画およびこれに伴う収支予算は、年度の前年度の9月末日までに支部長が編成し、幹事会の議決を経なければならない。事業計画および収支予算を変更する場合も同様とする。

(事業報告、収支決算)

第13条 本支部の収支決算は、年度の終わりに支部長が作成し、年度終了後1ヶ月以内に支部監査の承認を経て事業報告とともに会長に提出しなければならない。

(寄付)

第14条 本支部が支部事業達成のために寄付金品を受領する場合は幹事会の承認を経なければならない。

(規則の変更)

第15条 この規則は支部幹事会の議決を経なければ変更することができない。

(附則) s

- 1 この規則は、公益社団法人日本化学会の設立登記の日(平成23年3月1日)から施行する。

(平成23年2月3日 関東支部幹事会 制定)

(平成23年6月14日 関東支部幹事会 第1回改訂)

(平成24年6月19日 関東支部幹事会 第2回改訂)

(平成24年12月4日 関東支部幹事会 第3回改訂)

(平成25年10月16日 関東支部幹事会 第4回改訂)